

主な品種の等級判定基準について

・肉用牛  
 (黒毛和種、褐毛和種(熊本系)、褐毛和種(高知系)及び日本短角種)

	特級	1級	2級	
血統	国が認めた家畜登録機関の登録規程に基づき発行された血統証明書がある(注1)			
能力	産肉能力検定(注2)を受けており、以下の評価基準を満たしている		産肉能力検定(注2)を受けていない	
		日齢枝肉重量		脂肪交雑(BMS)
	黒毛和種	636(634)g以上		8.6(3.3)以上
	褐毛和種(熊本系)	658g以上		4.4以上
	褐毛和種(高知系)	587g以上		3.8以上
	日本短角種	587g以上		2.2以上
	※黒毛和種の括弧内は間接検定の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。			
体型	体高140cm以上 ※ただし、褐毛和種(熊本系)は139cm以上 (いずれも48ヶ月齢以上のものに限る)		左記以外	
(注1)国が認めた家畜登録機関の登録規定に基づき発行された血統証明書を有さないものは「級外」、品種は「その他」となります。  また、基本、本原又は高等登録の申請中等の理由により、種畜検査時に血統証明書が用意できない場合は、事前に基本、本原又は高等登録の申請書と申請書に添付した血統証明書の写しをご用意ください。登録番号が決定している場合は、家畜登録機関が発行した登録完了通知の写しをご用意ください。  (注2)産肉能力検定とは、家畜登録機関が定める現場後代検定、間接検定及び直接検定をいいます。産肉能力による等級判定を希望される場合は、家畜登録機関が承認した産肉能力検定成績をご用意ください。				